

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会が開設する筑紫野市社会福祉協議会居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者である高齢者に対し、適正な居宅介護計画を作成し指定居宅サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、自立した生活が営めるよう生活全般にわたる介護計画を作成する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 筑紫野市岡田三丁目11番地1 (筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」1階)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 (常勤職員)
根拠法令に規定する人数を置く。
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員 必要な人数を置く。
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで

は休業とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 連絡体制

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(※厚生労働大臣が定める

基準(=介護報酬告示額)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

(1) 居宅サービス計画作成

(2) 保健・医療・福祉サービスの調整

(3) 介護保険施設への紹介、その他便宜

(緊急時における対応方法)

第7条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、若しくは事業所の嘱託医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、筑紫野市及び太宰府市とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関する事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月20日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。